

消表対第269号
令和5年3月8日

消費者委員会委員長 後藤 卷則 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第5条第3号の規定に基づく指定について (諮問)

不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第6条第1項の規定に基づき、下記の指定に関し貴委員会の意見を求めます。

記

一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

以上